

経塚公園まちづくり計画

令和3年7月

浦添市
都市建設部美らまち推進課

目次

0. はじめに	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 経塚公園まちづくり計画の役割	2
1. 経塚公園の周辺環境・立地条件	3
(1) 地域の位置づけ	3
(2) 地区概況	4
(3) 立地条件	5
2. これまでの検討経緯	8
(1) 市民協働部会	8
(2) 公民連携部会	16
3. 目指す方向性	18
(1) 周辺環境・立地条件を踏まえた経塚公園が目指す方向性	18
(2) 経塚公園が目指す将来像	20
(3) 公園利活用の方針と施策・地域課題との対応	21
4. 公園整備計画	22
(1) 現設計の見直し方針	22
(2) 計画・設計上の配慮事項	23
(3) 変更計画	25
5. 公園運営計画	26
(1) 運営方針	26
(2) 運営体制	26
(3) 経塚公園協議会の役割、位置づけ	26
(4) 公園利用ルールの基本的な考え	26
(5) 今後の浦添市公園まちづくり研究会と経塚公園協議会について	27
参考資料 都市公園に関する制度	28
これまでの公園緑地行政	28
公募設置管理制度(Park-PFI)	29
公園協議会	30

0. はじめに

(1) 背景

今日、公園を取り巻く情勢は大きく変化しており、より効果的、効率的な公園整備・維持管理・運営が求められる一方で、利用者ニーズの多様化、高度化、地域コミュニティの変化やまちづくりの担い手不足への対応が必要となっており、限られた財源の中で、新しい公園整備や充実した維持管理・運営が十分に行き届かない状況となっている。

このため、これまでの維持管理中心の公園管理から脱却し、利用者志向、規制緩和等による市民・事業者の参画の拡大、多様な資金調達とサービスへの還元、経営改善手法の導入など、公園を地域の経営資源として最大限に利活用していく新たな発想が必要となっている。

また、行政主体での公園整備・維持管理・運営を継続していくだけではこうした状況への対応は難しく、これからは行政だけでなく、市民や地域団体、学校、民間事業者など、様々な関係者が主体意識をもって、連携、協働することが必要となっている。

こうした状況を踏まえ、国においては平成 29 年に都市公園法等を改正し、民間活力を最大限に、かつ、より柔軟に活用して公園整備・維持管理・運営を効果的に推進する「公募設置管理制度 (Park-PFI)」や公園管理者と地域の関係者等が協議しながら公園活性化方策や利用のルール等について取り決め、実行していく「公園協議会」の制度が制定された。

(2) 目的

経塚公園において、今後の公園整備や管理運営、新たな制度活用も図るために「経塚公園まちづくり計画」をすることで、公園をより身近に感じ、多様な利活用が図れるようにするものである。

(3) 経塚公園まちづくり計画の役割

経塚公園を地域の資産として有効活用し整備・維持管理・運営していくためには、公園の目指すべき方向性や公園像を明らかにした上で、それを行政だけでなく、市民や地域団体、学校、民間事業者等経塚公園に関わる全ての関係者とともにも共有することが必要である。

「経塚公園まちづくり計画」は、経塚公園に関わるすべての関係者が目指すべき方向性や公園像を共有するための道しるべの役割を担い、関係者の連携、協働の円滑化を図るものである。

また、「経塚公園まちづくり計画」は、今後、設置を予定している「経塚公園協議会」

の活動のよりどころとなるとともに、今後実施する経塚公園修正設計に係る基幹的な設計条件となるものである。

1. 経塚公園の周辺環境・立地条件

経塚公園が含まれる、「ウラオソイ文化交流ゾーン」（第五次浦添市総合計画（R3年3月））、「中央南地域」（都市計画マスタープラン（H25年1月））について、上位計画の位置づけや人口等の概況を整理する。

なお、詳細は別冊「浦添市 浦添前田駅・経塚駅周辺概要説明書」を参照。

（1）地域の位置づけ

【市民の問題意識】 ※まちづくり生涯学習推進基本計画・地域福祉計画より

- ・ まちづくりへの参加意欲やコミュニティ形成、地域活動の場の必要性に対する意識が高い
 - ⇒集会所や図書館などの必要性、近隣の人たちやコミュニティとのかかわりについて重要度が高い一方、満足度が低い
 - ⇒まちづくりや地域活動への意欲として「参加したい」・「機会や条件、内容によって参加したい」と答えた人が7～8割

【対象地区の位置づけ】 ※都市計画マスタープランより

- ・ 将来市街地目標「歴史が薫り、森と水辺に憩うまち」
- ・ 浦添市の行政・文化の中心として、また国際交流の核を形成する地域
- ・ 沖縄都市モノレール延長により交通機能の拡充が期待され、新たな機能立地を展開する地域

【公園及び周辺整備に関する事項】 ※各種上位計画より

- ・ 住民参加（ワークショップ等での参画、パートナーシップ構築）
- ・ ユニバーサルデザイン（バリアフリー等）
- ・ 花と緑のまちづくりの推進
- ・ 住む人みんなで創るまちづくり（地域住民が地域課題を解決できる仕組みが整ったまち）

【モノレール新駅周辺整備に関する事項】 ※都市計画マスタープラン・産業振興ビジョンより

- ・ 賑わい創出や観光客・地域住民との交流機能の充実（交流広場や観光案内板整備）
- ・ スポーツ医療関連の産業振興・研究開発拠点化
- ・ 地域のコミュニティを活用したソーシャルビジネス、コミュニティビジネス（SB・CB）の拠点創出

- ・ JICA 沖縄との連携によるにぎわい創出
【防災に関する事項】 ※地域防災計画より
- ・ 指定避難場所（JICA 沖縄センター、前田小学校）
- ・ 小規模災害時の避難所（浦添グリーンハイツ自治会、県営経塚団地自治会）
- ・ 一時避難施設（サンエー経塚シティ）
- ・ 一時避難場所（龍巻松の木公園、前田ありあけハイツ公園、グリーンハイツ公園）
⇒今後、整備予定の経塚公園については、防災機能の必要性や防災面での役割について整理する必要がある。

（２）地区概況

【人口】 ※統計うらそえ・住民基本台帳より

- ・ 対象地区の人口増加率は市内でも著しく高い
⇒市全体では平成 20～30 年の間で約 5,100 人増加、うち、約 3 分の 1（約 1,700 人）は対象地区で増加
- ・ 市全体の傾向とは異なり、対象地区内の経塚駅周辺（字前田、字経塚）では年少人口は横ばいで、高齢化率の増加も緩やか

【交通】 ※浦添市交通基本計画・地域公共交通会議資料より

- ・ 沖縄都市モノレール及び今後、運行となるデマンド交通により交通不憫地域(交通空白地域)の解消が図られる。
- ・ 浦添市公共交通会議にて、浦添市内全域でデマンド型コミュニティーバスを運行することが決定し、令和 2 年 11 月に運行を開始した。

【土地利用・導入施設】 ※ヒアリング結果より

- ・ 地元からは自然や公園の有効活用と利便性向上を図る施設（駐車場、歩道橋、保育所・カフェ等）の整備が求められている
- ・ 新しい公園では BBQ や農園等の市民利用、また、健康まちづくりの要望も挙がっている

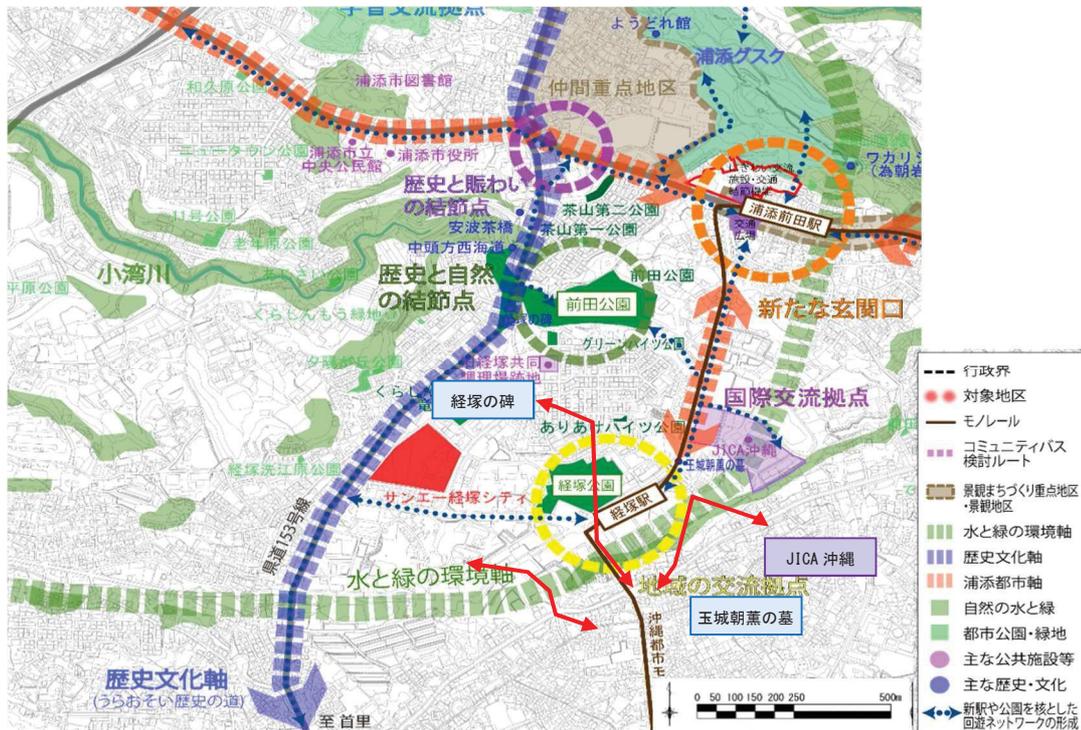
【地域の活動】 ※浦添ナビなどより

- ・ てだこウォーク、経塚イルミネーションなどの地域活動が行われている。
- ・ ハンドボールの強豪校があるなど他地域に比べハンドボールが盛んである。



(3) 立地条件

経塚公園の立地条件について、整理すると次のとおり。



【基盤整備・交通】

- ・ 浦添南第一地区土地区画整理事業により基盤整備が進行中。
- ・ モノレール 経塚駅隣接
- ・ バス路線 石嶺入口 ([9]小禄石嶺線、[11]安岡宇栄原線、[13]石嶺おもろまち線、[13]石嶺おもろまち線〔福祉センター経由〕、[17]石嶺(開南)線、[25]那覇普天間線、[97]琉大線、[125]普天間空港線、[333]那覇西原線〔末吉経由〕)



【公園】

- ・浦添大公園（県営、総合公園、約 37.4ha）
歴史学習ゾーン（浦添城跡や浦添ようどれなど）、ふれあい広場ゾーン（アスレチックや多目的広場など）、憩いの広場ゾーン（ゆんたくひろばや多目的広場、散策道など）、駐車場、トイレ
- ・ANA SPORTS PARK 浦添〔浦添運動公園〕（運動公園、14.6ha）
体育館、陸上競技場、市民球場、屋内多目的運動場、屋外多目的運動場、室内温水プール、相撲場など
- ・浦添カルチャーパーク（総合公園、13.3ha） ※整備中
園路、広場、ホール、図書館、美術館など 7.9ha は供用開始済
- ・前田公園（地区公園、約 4.9h） 今後、基本設計を予定
- ・前田ありあけハイツ公園（街区公園：300 m²）・・・小広場
- ・龍巻松の木公園（街区公園：2,500 m²）・・・遊具、小広場、ベンチ、トイレ
※地元小学生の遊び場

⇒周辺には、浦添大公園があり大規模遊具など機能が充実しており、徒歩圏内の街区公園では地元小学生の遊び場（広場など）が充実している。



【歴史文化】

- ・ 浦添グスク〈国指定史跡〉
- ・ 中頭方西海道（尚寧王の道）〈国指定史跡〉
- ・ 玉城朝薫の墓〈市指定史跡〉
- ・ 前田の棒〈市指定無形民俗文化財〉
⇒琉球王統の居城であった浦添グスク、組踊り創始者である玉城朝薫の墓など、歴史文化資源が経塚公園周辺には多く存在している。
- ・ かつては島桑の産地であり浦添織、桑茶などの特産品がある。





【主要施設】

- ・ JICA 沖縄<国際交流施設>
- ・ サンエー経塚シティ<商業施設>

⇒周辺には、経塚シティ（駅西側）、JICA 沖縄（駅東側）などが徒歩圏にある。

JICA 沖縄は発展途上国政府関係者への研修、国際協力・交流に関する事業を実施しており、毎年開催される JICA 沖縄国際協力・交流フェスティバルには多くの人が訪れる。経塚シティは、市域の人が車で訪れる商業拠点であるが、駅からの動線上に経塚公園がある。



2. これまでの検討経緯

(1) 市民協働部会

地域の魅力向上を図るまちづくりの実践の場として、団体推薦と一般公募で構成する約40名の会員が、地域の課題解決や地域の価値向上を図るための経塚公園を利活用したまちづくりや公園活用ルールについて検討した。

◇市民協働部会の概要

【会員】

区分	内訳
自治会等 18名※1	浦添グリーンハイツ自治会、経塚自治会、前田自治会 一般公募市民
専門的団体 11名	うらおそい歴史ガイド友の会、沖縄の風景を愛さする会、独立行政法人国際協力機構(JICA 沖縄)、浦添商工会議所、浦添市観光協会、浦添青年会議所、しまたて協会、若竹福社会、一般社団法人まちづくりうらそえ
学校関係者 13名※2	浦添小学校、前田小学校、浦添中学校、浦添工業高校、浦添商業高校、琉球大学
立法・行政等経験者・公園管理者等 7名	てだこ公園管理共同企業体、浦添大公園管理者、沖縄都市モノレール(株)、地元在住公園指定管理者経験者、地元在住国職員、地元在住県職員、浦添市議会議員

※1 一般市民公募15名を含む

※2 浦添商業高校生徒7名を含む

【開催経緯】

回	年月日	場所	内容	参加者数
第1回	2019.3.16	浦添市男女共同 参画推進ハーモニー ホール	計画や理念を共有し よう	27名
第2回	2019.5.25	浦添市役所 講堂	現地調査 コンセプト(試案)を 作ろう	視察23名 ワークショップ 26名
第3回	2019.7.29	浦添市役所 講堂	公園利活用カレンダー を作ろう	20名
第4回	2019.10.12	JICA沖縄 ニライホール	公園活用のシナリオ を作ろう	事例紹介23名 ワークショップ 15名

回	年月日	場所	内容	参加者数
第5回	2019.12.21	浦添市役所 講堂	公園管理運営ルール を考えよう	28名
第6回	2020.10.3	浦添市男女共同 参画推進ハーモニー ホール	経塚公園まちづくり 計画とりまとめ 社会実験検討	20名
第7回	2021.2.23	アイムユニバース てだこホール 多目的室2	経塚公園まちづくり 計画とりまとめ	会場16名 オンライン2名

◇市民協働部会の結果

以下に、市民協働部会の検討結果の概要を示す。

1) 経塚公園のコンセプト

<マインドマップ>



【主なキーワード】

【集う】水色

- ・イベントによる多様な交流
- ・国際交流による JICA との連携
- ・学びの場として歴史・文化の学習
- ・ターゲットを考える など

【防犯、防災】赤色

- ・警察署など夜間の安全の体制整備
- ・備蓄倉庫など日本一安全な浦添市
- ・街灯などで安全安心
- ・コンビニなどによる夜間の安全な環境整備 など

【アクセス】茶色

- ・バリアフリーでユニバーサルな安全安心まちづくり
- ・近隣駐車場で地域との連携を！
- ・コミュニティバスやモノレールなどの連携で交通利便性を向上 など

【稼ぐ】橙色

- ・有料駐車場
- ・採算性・立地条件を考える
- ・道の駅によるわくわくドキドキ
- ・ネーミングライツ など

【自然】

- ・緑豊かな森で水を活かした環境整備
- ・トンボやクワガタ等が集まる森づくり
- ・経塚公園から前田公園公園、グスクまで結んだ遊歩道整備 など

【管理・運営】

- ・市民ボランティアや地域自治会、NPO 等の管理運営
- ・総合案内所や清潔なトイレ、ゴミ箱といった施設整備
- ・管理ルール等の整理 など

マインドマップの内容を表す一言コンセプト(案)

公園の一言コンセプト(案)
「誰が来ても楽しい公園」
「繋がる公園」
「ワクワクドキドキ五感で楽しむ経塚！」
「まちカフェ広場」
「あご（たべる）・あし（あそぶ）・まくら（ねる）観光を意識した公園」
「緑が豊かになって、風景が楽しめて、利用しやすいそんな公園だったらいいな！」

2) 経塚公園の設備・機能に関する内容

①施設機能の整理

<公園の使い方>

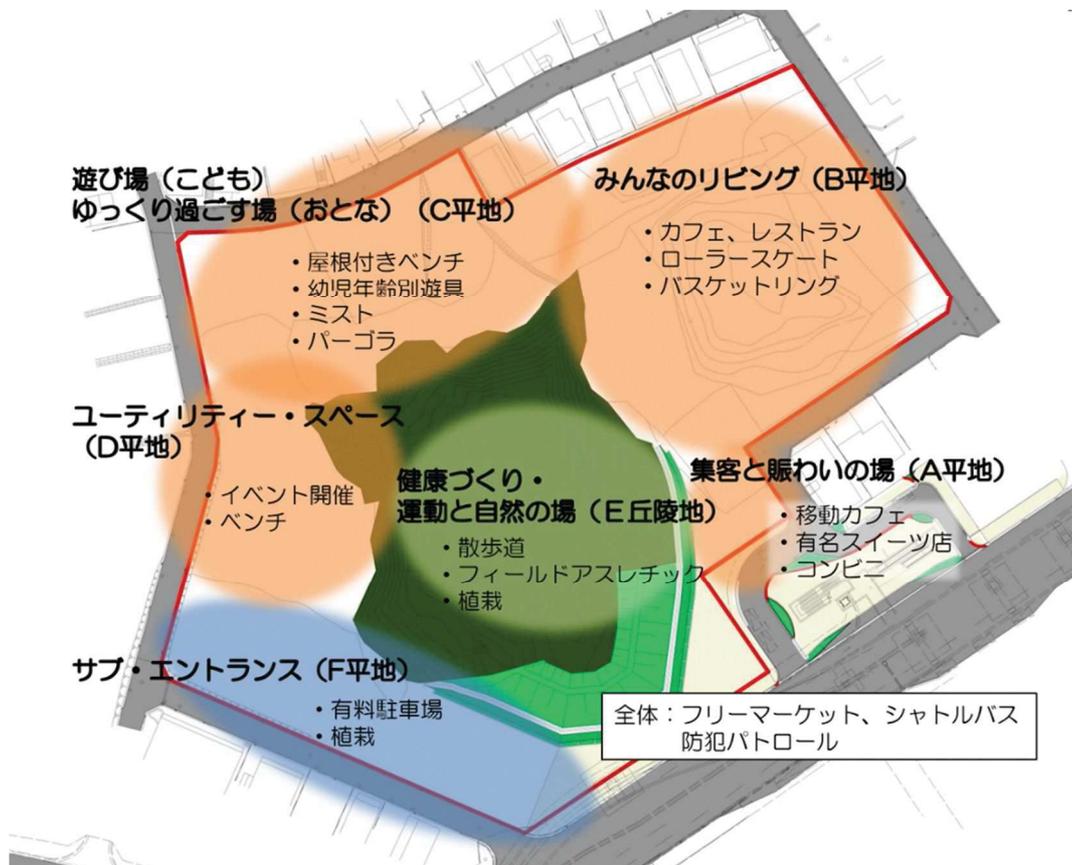
テーマ	キーワード
平地エリア	商業利用ができる場（カフェ、レストラン、コンビニ、ホテル、農産物ファーマーズ）
	チャレンジができる場（若い企業家のテスト店舗）
	遊べる場（遊具（スノーボード、スケート場、フィールドアスレチック）、球技ができる場（キャッチボール、グラウンドゴルフ））
	集える場（待ち合わせ（シンボルマーク）、ふれあい）
	イベントの場
山エリア	山を生かした遊び場（遊具（緑豊か、斜面利用））
	散策できる場（遊歩道（野鳥がさえずる、多種の樹木がある））
	休憩できる場（読書ができる、花見ができる）
イベント	夏祭り、ふれあいまつり、さくら祭り、国際交流イベント、フリーマーケット、大運動会、展示会、フリーマーケット、オープンバー（エスニック、多国籍料理など）、骨董市、古本屋、大道芸、プロジェクションマッピング、コンテスト、高校との学び場、高校生の販売実習

<機能・施設>

テーマ	キーワード
商業機能	機能 移動カフェ、動物とくつろげるカフェ、JICA との国際交流できる店舗、デジタルサイネージ、交通時刻、多言語表記
	配置 駅側に近い、1階駐車場2階は貸し店舗
遊具機能	機能 遊具の下はクッションマット、遊具の暑さ対策、噴水やプール等の遊び場
	配置 遊具広場を広げる、遊具の近くに駐車場の配置しない（子供の飛び出し危険性があるため）、イベント広場と場所を分ける
運動機能	球技（キャッチボール、グラウンドゴルフ場、テニスコート、バスケットリングなど）、体育館（山の地下に設置）
遊歩道機能	遊歩道（ジョギング用、全天候型、歩きやすいラバー舗装、森や水を感じる）、東屋
環境機能	機能 ビオトープ（四季ごとの変化を楽しめる、自然地形を生かす、既存木を生かす、多種の樹木が生い茂る（緑陰）、野鳥がさえずる）、記念樹木、ヤギの放牧、ゴーヤのパーゴラ、果樹
	動植物 緑陰木、桜、ヘゴ、マツ、フクギ、テリハボク、フヨウ、アリアケカズラ、カブトムシが集まる木、トンボ、ホタル、カエル

テーマ		キーワード
	対策	暑さ対策、台風対策、ハブ対策
広場 機能	機能	小・中・高校生の学ぶ場、読書のできる場、シンボルマーク、親水広場、花壇整備、イベント広場（イベント時の騒音対策）、屋根付きイス、住民の憩いの場、親がやすめる、集える場、見通しのきく公園
	設備	タイル舗装、フェンスを低く、屋根付き休憩所、水飲み場、トイレ
その他機能		駐車場（山の下）、街灯設置、ゴミ箱、掲示板
公園動線		駅前広場から住宅までの動線、駐車場への全面道路の広さの確保、生活道路への配慮、公園内のバリアフリー化

<ゾーニング図>



3) 運営に関する事項の整理

<運営方法に関する主な意見>

区分	キーワード
管理手段	官民連携（住民、市、民間）、民間事業者と地域がJV、パークマネジメント、指定管理制度、ネーミングライツ
管理範囲	植物の管理、民間の利活用エリアの範囲、管理事務所の場所

<個々の活動の実施主体、実施時期>

	住民・事業者主導		住民・事業者・行政連携	行政主導
	住民主導	事業者主導		
短期的	<ul style="list-style-type: none"> ・国際協力フェスティバルに高校生の企画、運営の参加促進（JICA、浦商、那覇商、中部商、地域の商店街、FM21） ・イルミネーション（自治会、浦添工業高校） ・芸大（プロジェクトマップ） ・観光MAP ・安心・安全【～中期的】 ・ボランティア ・クリーンイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・パン等カフェ商店（JICA） ・移動カフェ、キッチンカー ・トイレ ・草刈り（事業者が住民へ声かけ、コーヒーサービス） ・観光MAP ・遊歩道整備【～長期的】 	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション（沖電、メイクマン等） ・小学校の風景学習 ・観光案内所（高校生） ・フードコート（土地代） ・駐車場 ・コインパーキング ・観光MAP ・イベント（駐車場）サンエー等との連携 ・シャトルバス ・植栽（リュウキュウマツ、フクギ、サクラなど） ・苗づくり、植栽イベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の環境整備 ・捨て犬・猫対策 ・浮浪者対策 ・警察 ・明るいライト ・道路整備【～長期的】 ・歩道整備【～長期的】
中期的	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴーヤ棚（ゴーヤ試食パーティなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 ・カフェ（移動・固定） ・工作教室（メイクマンなど） ・Free Wi-Fi ・ネットアクセス【～長期的】 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議の場 ・パトロール（しくみづくりに少し時間をかけたい） ・コミュニティーバス ・イベント ・宿泊【～長期的】 ・生物空間の形成（水辺の生物観察など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄倉庫も造る ・コミュニティーバス ・ネットアクセス【～長期的】

長期的	<ul style="list-style-type: none"> ・長生き子孫繁栄で語りついでいく 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光アクセス ・他施設との連携したアクセス ・さくら祭り（花見） ・シークワサー祭り（ジュースづくり、泡盛） 	
-----	--	--	--	--

4) ルールづくりに関する内容

決め方	メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会・運営委員会（自治会代表、施設管理者代表、行政、利用者、ファシリテーターなど）。 ・地域住民が主体だが、場合により行政も主体。
	ルールの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・最初は大きか（ゆるやかな）ルールを決める。 ・住民意見を取り入れた最低限のルールを決める。
	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・課題等が発生したらその都度、関係者で話し合う（ゆんたく会等）。 ・市内の高校生でルールの意見交換会。 ・イベント実施者が責任をもって話し合い、ルールを決める。（子供、大人含め）。 ・場所毎のルールを決める（子供たちが自由にルールを決められるスペース等）。 ・各世代それぞれがルールを決めて全体で調整する（小学生・中学生・高校生・自治会・公園運営会社など）。 ・内容に応じた協議会（あったらいい、やったらだめ、レクリエーション など）。
	配慮点など	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や事業者の声が届く。 ・一部の意見に偏らない。 ・各世代の意見を取り入れる。 ・できない視点ではなくやってみようと思いを話し合う。 ・行政だけに管理ルールを任せない。 ・日常的にはコミュニティが主体となって気持ちの良い公園づくりに責任を持つ。 ・先行事例を参考にする。 ・使用する手続きが Web で完結できる。 ・浦添商業等の学生もイベントに参加したい。 など
あらかじめあると良いルール	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心、他人に迷惑をかけない（利用時間／音出し（時間、ボリューム）／自転車等の乗り入れ／喫煙場所／火の使用（場所、方法）／ペット（行動可能場所）／球技） ・利活用（イベント等の許可ルール（使用料、可能時間）、手続き（地元説明など）、臨時駐車場） ・防犯（夜間利用ルール、照明） ・衛生（ごみ捨てルール、清掃） ・防災 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・大切に使う基本ルール（来た時よりも美しく、挨拶、仲良く 等）
その都度きめれば良いルール	<ul style="list-style-type: none"> ・公園のゾーンごとの遊び方 ・細かくルールを決めず、その都度話し合いで決める。 ・その他（イベント時の音、花火、イルミネーション、ベンチの数等）

5) 公園を活用したイベント社会実験の提案

第4回市民協働部会にて
段ボール迷路、JICA 連携、屋富祖通り会 居酒屋出張、フリーマーケット、移動販売、キッチンカー、ミニイルミネーション、カラオケ大会、野宿体験、キャンプ、花火大会（手持ち）、文化祭（婦人会老人会発表会（舞台）、小中高大発表会）
第5回市民協働部会にて
プロジェクションマッピング、ふれあいまつり、樹木の管理、歴史説明、映画鑑賞、フリーマーケット、販売実習、イルミネーション、介護福祉の体験会、移動販売、音楽イベント、JICA コラボ、オープンガーデン など

(2) 公民連携部会

浦添市の公園利活用に係るアイデア提案を有する事業者や浦添市の公園を核としたまちづくりに関心がある事業者約 40 社・団体が参加し、セミナー、研究会型サウンディング、個別対話型サウンディング、勉強会などの多様な方法により、枠組みを超えた人材、技術の融合・グループ組成による提案の具体化を検討した。

◇公民連携部会の概要

【開催経緯】

催事名	年月日	場所	内容	参加者数
公民連携（P P P）公園まちづくりセミナー@浦添	2019.9.4	浦添市産業振興センター・結の街 3F 大研修室	基調講演 事例紹介 提案発表・ディスカッション	89 名
公民連携（P P P）公園まちづくりセミナー@東京	2019.10.16	UR都市機構 東日本都市再生本部 1531 会議室	基調講演 事例紹介 提案発表・ディスカッション	87 名
浦添市公園まちづくり研究会 公民連携部会 (第1回)	2019.12.10	浦添市役所 9F 講堂	現地視察 提案発表・ディスカッション	現地視察 27 名 部会 45 名
個別対話型サウンディング	2020.2.3-4	浦添市役所議会棟 102・103 会議室	経塚公園等への提案 対話	9 社
浦添市公園まちづくり研究会 公民連携部会 (第2回)	2021.2.2	アイムユニバース てだこホール 多目的室2 オンライン (zoom)	市の方針、公募要項（たたき台）説明 提案発表・ディスカッション	会場 9 名 オンライン 57 名 オンライン・サテライト 6 名

◇公民連携部会の結果

経塚公園利活用方法に関する民間事業者の主な提案・アイデア	<ul style="list-style-type: none"> ・緑、癒しの空間 ・コミュニティ施設 ・カフェ ・健康施設（ウェルネスステーション） ・シェアサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ・食と農業 ・災害に強いインフラ設備 ・モニュメント ・水族館 ・コンビニ
------------------------------	---	---

<民間事業者提案・アイデアの分類>

	経塚公園	経塚公園周辺地域	その他の公園等
交流	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティカフェ 		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティカフェ
産業・商業・観光	<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ ・水族館 ・コンビニ ・観光案内キオスク ・コワーキングスペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・琉球庭園都市によるブランディング・産業創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル ・インキュベーション施設 ・カフェ
健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・食と農業の拠点 ・地域医療コミュニティ創発施設 ・健康ウォーキング活動 ・森林セラピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・食と都市農業、コミュニティガーデン ・共生・就労支援 	
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 ・シェアサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクル ・トゥクトゥク（輪タク） ・カートラベル 	
自然・緑	<ul style="list-style-type: none"> ・森林セラピーを含めた癒しの空間 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑、癒しの空間 ・緑によるブランド形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・花屋による自然創出
施設・管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・モニュメント ・災害に強いインフラ設備 		<ul style="list-style-type: none"> ・パーゴラ ・花屋による管理

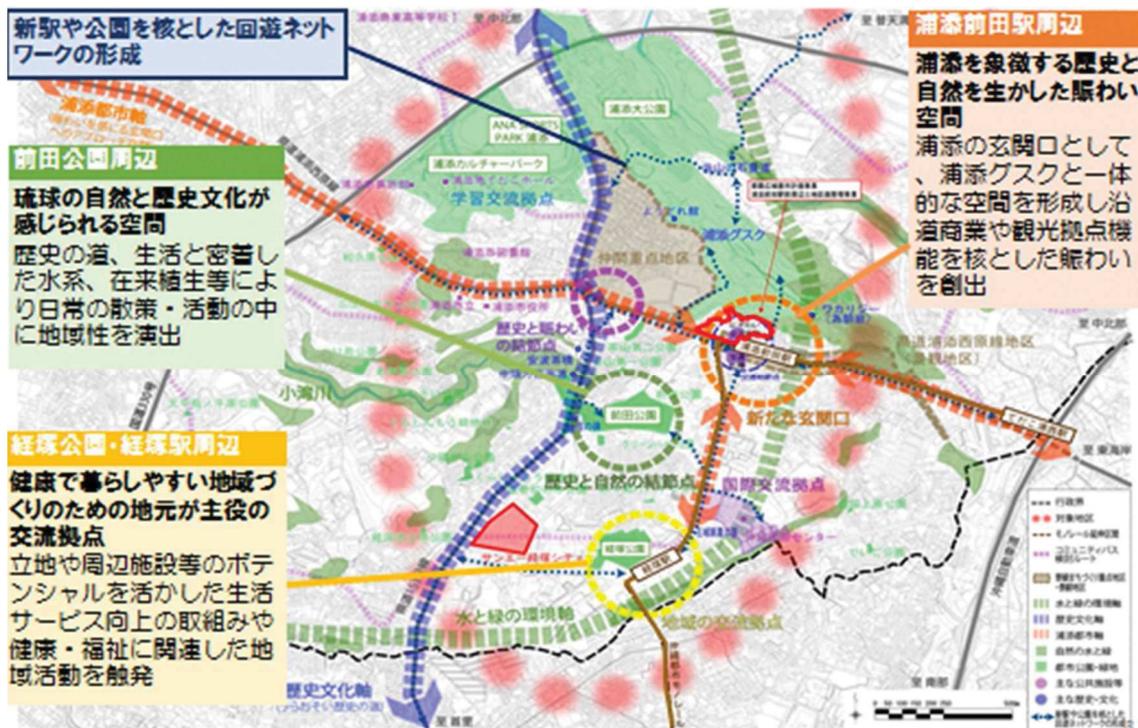
3. 目指す方向性

(1) 周辺環境・立地条件を踏まえた経塚公園が目指す方向性

現在の経塚公園の周辺環境・立地条件、市民協働部会での検討内容等を踏まえ、経塚公園の目指す方向性を次のとおり整理した。

1) まちづくりの展開

「浦添前田駅周辺」のにぎわい交流拠点、「経塚公園・経塚駅周辺」、「前田公園周辺」を3つの核とし、「浦添都市軸」、「歴史文化軸」、「水と緑の環境軸」の3つの軸によりネットワークを形成しエリアのまちづくりを進めていく。



まちを繋ぐことで、地域全体の魅力向上を図り、“浦添ならではの”まちづくりを目指す。さまざまな関係者と連携し、経塚公園における取組を周辺地域や浦添市全域に拡大していく。

<公民連携の関係者>

- ・ 住民、自治会
- ・ 関係行政機関（JICA、沖縄振興開発金融公庫、国（沖縄総合事務局）、県、近隣市町村等）
- ・ 観光関係団体

(2) 経塚公園が目指す将来像

現在の経塚公園の周辺環境・立地条件、市民協働部会での検討内容等を踏まえ、経塚公園の目指す将来像を次のとおり整理した。

経塚公園の将来像

「ワクワクドキドキ五感で楽しみ誰もが集い・つながる公園！」

<市民協働部会のキーワード>

集う

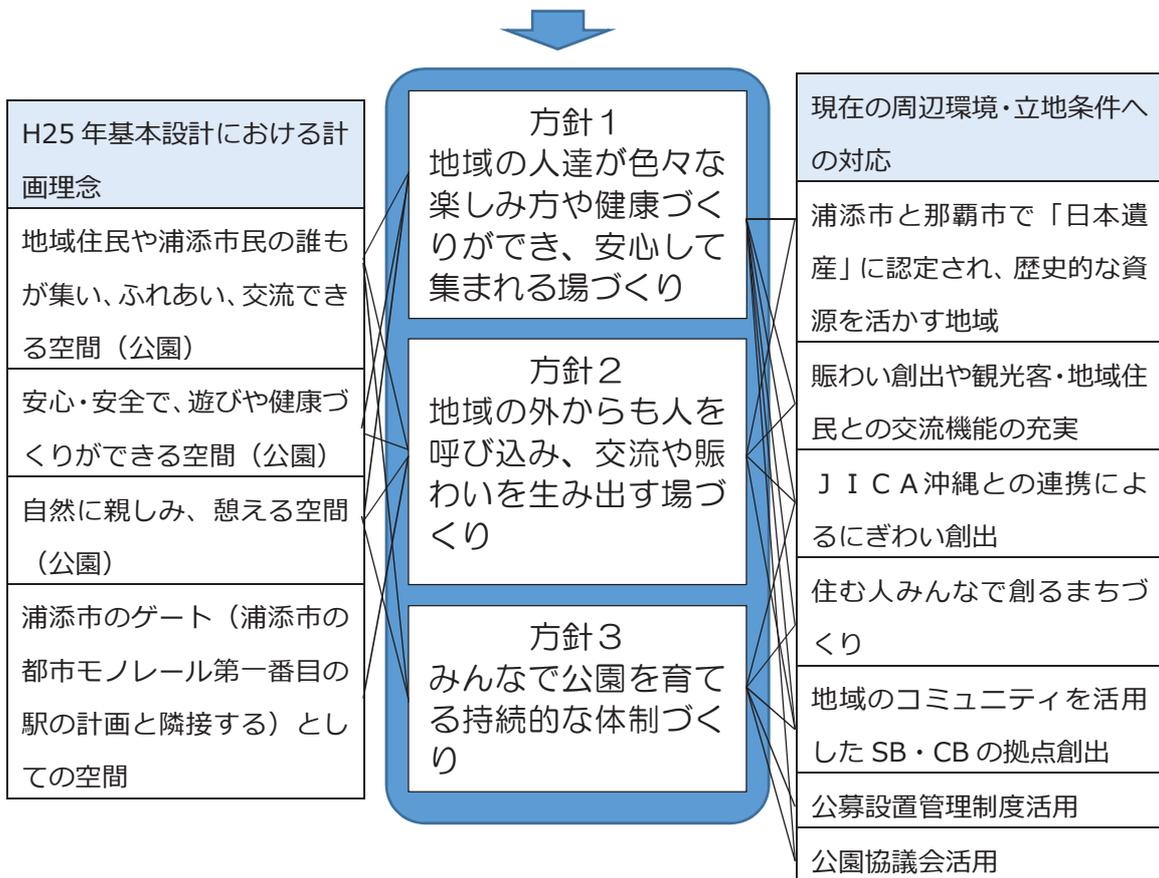
自然

防犯・防災

アクセス

稼ぐ

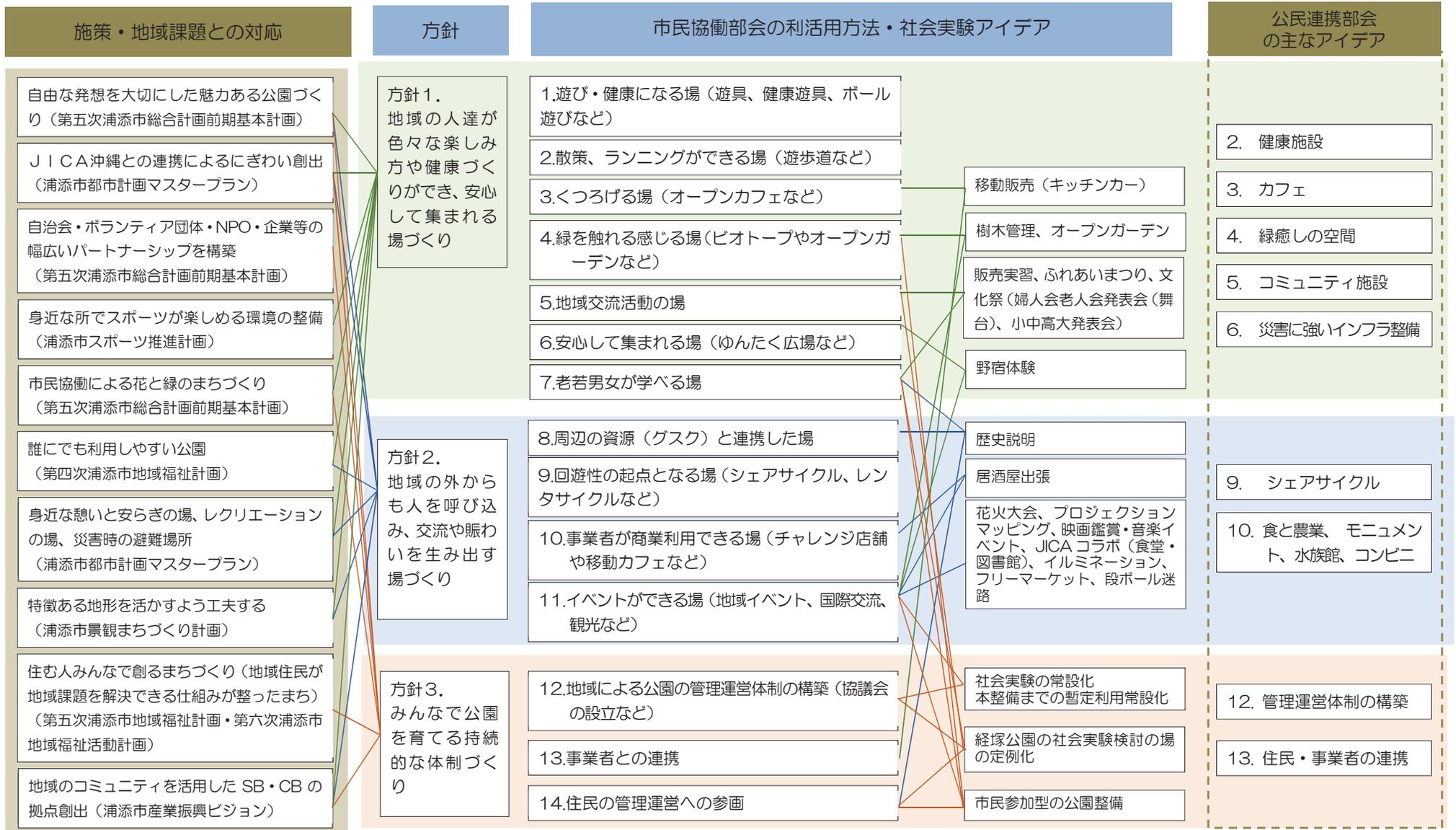
管理・運営



(3) 公園利活用の方針と施策・地域課題との対応

市民協働部会、公民連携部会における幅広く多様な意見・提案・アイデアを整理分類し、経塚公園利活用の方針と施策・地域課題との対応関係を次のとおりまとめた。

敷地規模等の制約により経塚公園に導入可能な機能、利活用方法、施設には限りがあるため、実際に導入する機能等は、市内の他公園と機能分担や連携や民間事業者の提案などを踏まえ、絞り込む必要がある。

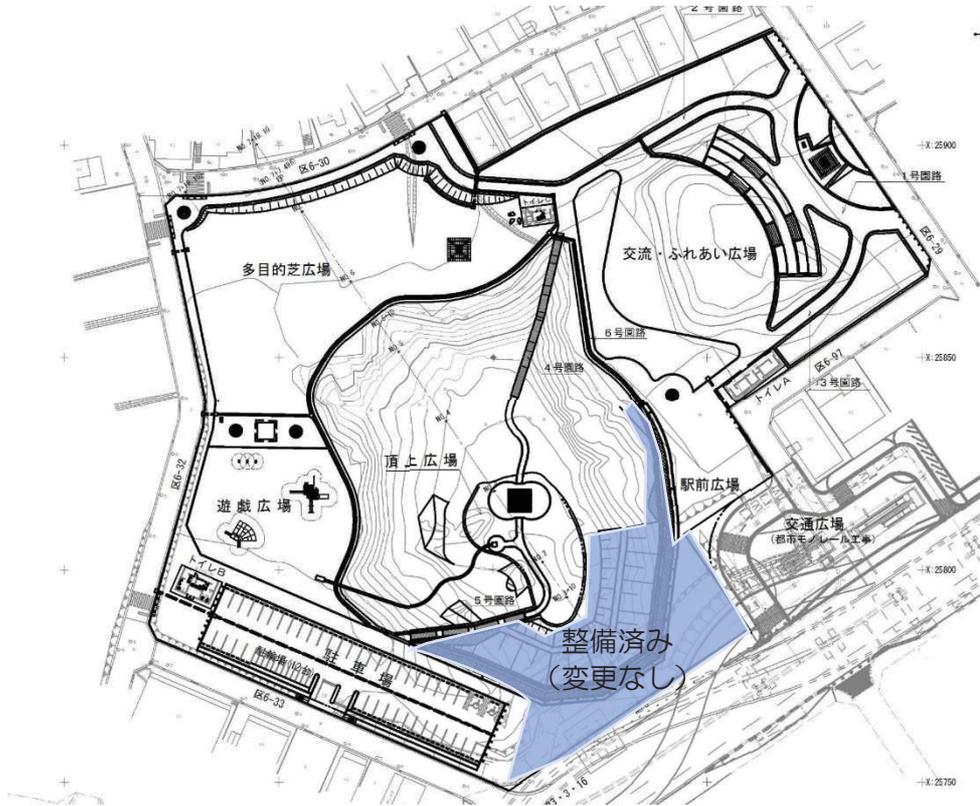


4. 公園整備計画

経塚公園利の目指す方向性を踏まえ、今後の公園整備について整理した。

(1) 現設計の見直し方針

1) 現設計と市民協働部会ゾーニングの相違点



○ゾーニングの相違箇所

＜現設計＞ ⇒ ＜市民協働部会意見＞

遊戯広場 ⇒ ユーティリティースペース（イベント開催、ベンチなど）

多目的芝生広場 ⇒ 遊び場、ゆっくり過ごす場（屋根付きベンチ、幼児年齢別遊具、健康遊具、ミスト、パーゴラ）

交流ふれあい広場 ⇒ みんなのリビング（カフェ、レストラン、ローラースケート、バスケットリング）

頂上広場 ⇒ 植栽、遊具（フィールドアスレチック、健康遊具）、散歩道

駅前広場 ⇒ 移動サポートができる機能（シェアサイクル、レンタサイクルなど）、主要施設移動情報の案内サイン、モニュメント、駅利用者や園内移動の歩行者導線の確保、管理者用車庫

(2) 計画・設計上の配慮事項

現設計見直しにあたり、経塚公園の立地特性を踏まえ、計画上の公園計画・設計上の配慮事項及び追加すべき機能を整理した。

<経塚公園における計画・設計上の配慮事項>

・駅前立地特性の配慮

⇒モノレール利用者の移動サポートができる機能（シェアサイクル・レンタサイクルなど）を導入する。

⇒主要施設、歴史・文化施設等へ円滑に移動できるよう情報提供を充実させることが望ましい。（案内サインの設置など）

・利用面の配慮

⇒日常的な利用を促進する観点として、子供連れ利用者（ベビーカー等）の利便性に配慮し、駐車場と子供の遊び場（遊具等）を近接させることが望ましい。（併せて屋根付きの見守りスペースを設けることも考えられる）

⇒小さい子供の遊び場として、他のゾーンと分けられているのは安全面でよい点。

・周辺住民への配慮

⇒公園駐車場は、周辺道路への影響を小さくするため、市道国際センター線からのアクセスを基本とすることが望ましい。

・事業が行いやすい環境への配慮

⇒便益施設は、接道付近で人通りが多い駅周辺から見えやすく、イベントスペースとの連携が図りやすい場所に配置することが望ましい。

・アクセス動線の考慮

⇒駅から周辺住宅地へのアクセスや園内の歩行者動線を妨げない。

⇒便益施設の搬入車両やイベント時の車両（キッチンカー等）の進入動線を確保することが望ましい。

・防災面への考慮

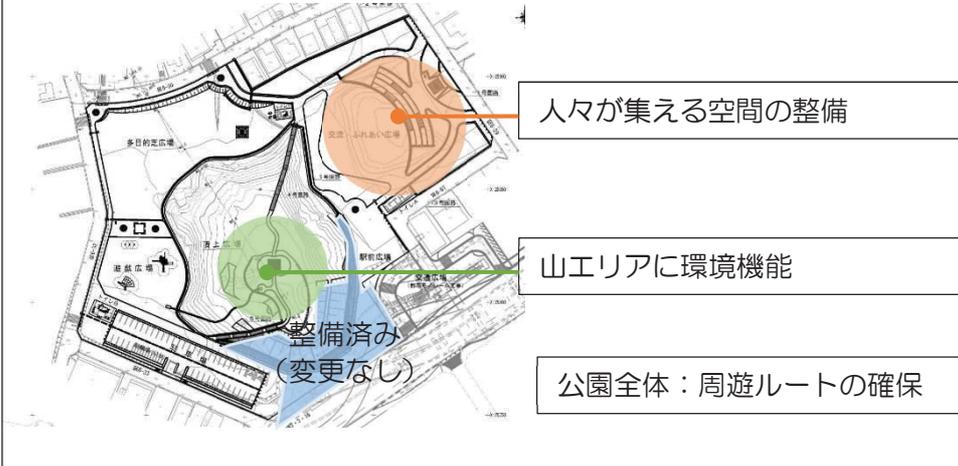
⇒地域防災計画との位置づけを整理した上で一時避難場所の機能が必要であれば導入を検討する。

・眺望・景観

⇒那覇からの玄関口としてのモノレールからの景観、頂上広場からの眺望などに配慮した設計や意匠（山景色、夜景なども）

<現設計・市民協働部会を踏まえた追加・変更すべき機能>

- ・平地エリアに便益施設用地を確保し、人々が集える空間を整備【変更】
- ・山エリアに環境機能を確保し、散策できる空間を整備【追加】
- ・公園全体（山エリア含む）の周遊ルート確保【追加】



(3) 変更計画(ゾーンごとの特性、役割、利用方法を整理した変更計画は次のとおり)

<全体的な特記事項>

○社会実験常設化と市民参加型公園整備

- ・経塚公園全体において社会実験を常設化し、市民や事業者による様々な公園利活用を促進します。
- ・市民参加型の公園整備を実施します。特に本整備前の暫定利用エリアにおいて良好な整備・維持管理が持続するものは、設計を見直して存続することも検討します。

○導入できる機能等の絞り込みと他公園との機能分担

- ・経塚公園では敷地規模等の制約があるため導入できる機能、利活用方法、施設には限りがあり、実際に導入する機能等を絞り込む必要があります。

・このため、市の政策や上位計画等も踏まえて、今後の経塚公園の方向性を『地域の健康づくりや市民の健康増進の機能を備えたまちづくりに資する「ヘルシーパーク」』とします。

- ・絞り込みの結果、経塚公園で実現できないことは、市内の他公園と機能分担や連携により補完・充足することとします。

○夏の日差し対策、雨天時対策として、パーゴラなどを活用し園路等の日よけ、雨除けを整備する。

・「多目的広場」を「ユーティリティースペース」に変更

- ⇒イベント利用もしくはイベント時の臨時駐車場として活用可能なスペースとして想定。交流・ふれあい広場との一体的な利用にも配慮する(車両アクセス、設備等)

・健康づくり・運動と自然の場への機能強化を検討

- ⇒環境機能(生物空間の形成、水辺の環境整備など)の確保の検討
- ⇒公園全体での周遊・散策路(遊歩道など)の確保を検討等
- ⇒健康遊具
- ・モノレールから見える景観への配慮

- ・遊戯広場と駐車場の配置は変更なし
- ⇒周辺の道路状況への影響を避ける
- ⇒子供連れの利用者の利便性に配慮(日常利用の促進)ただし、大型遊具(クライミング遊具など)は廃止する。(浦添大公園にも整備されているため機能分担可能)
- ⇒健康遊具
- ※駐車場の配置については、今後検討の余地あり



・「交流・ふれあい広場」を「みんなのリビング」に変更

- ⇒広場とセットで公民連携(PPP)による便益施設用地を駅側に確保(イベント時の設備(電源等)も併せて確保)
- ⇒便益施設導入に合わせてトイレを併設することとして、トイレAを廃止
- ⇒その他イベントを実施しやすい仕掛けの導入検討(ステージ等の作りこみは廃止し、柔軟な利用が可能なフラットな広場に変更)
- ⇒便益施設の搬入車両やイベント時の車両(キッチンカー等)の搬入路、停車スペースの確保等
- ⇒管理者用車庫

・モノレール利用者に配慮した回遊性の起点となる機能の検討

- ⇒移動サポートができる機能(シェアサイクル・レンタサイクルなど)を導入する
- ⇒主要施設、歴史・文化施設への移動情報の提供(案内サインなど)
- ⇒駅利用者や園内移動の歩行者導線の確保

5. 公園運営計画

(1) 運営の方針

経塚公園の利活用や、運営は、地域住民や利用者・団体による自主・自律的な公園運営、持続的な公園経営を行うことを基本とします。

浦添市は、主体・自律的な公園運営の円滑化に必要な援助を行うこととします。

(2) 運営体制

「経塚公園協議会」（以下「協議会」という。）を中心に運営します。協議会は、浦添市、指定管理者、P－P F I 事業者、自治会、関係団体、学識者の他、公園利活用サービス提供事業者、まちづくり活動団体、ボランティア団体など公園利活用者の代表者等で構成します。

経塚公園利活用の調整を行う場として「経塚公園利活用連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置します。連絡会は協議会の作業部会の役割を担います。連絡会は、定期的を開催することとし、経塚公園に関わる者はだれもが参加でき、常に開放的で、初めてでも参加しやすい場づくりを行います。

協議会、連絡会の事務局は、P－P F I 事業者に担わせることとします。

(3) 経塚公園協議会の役割、位置づけ

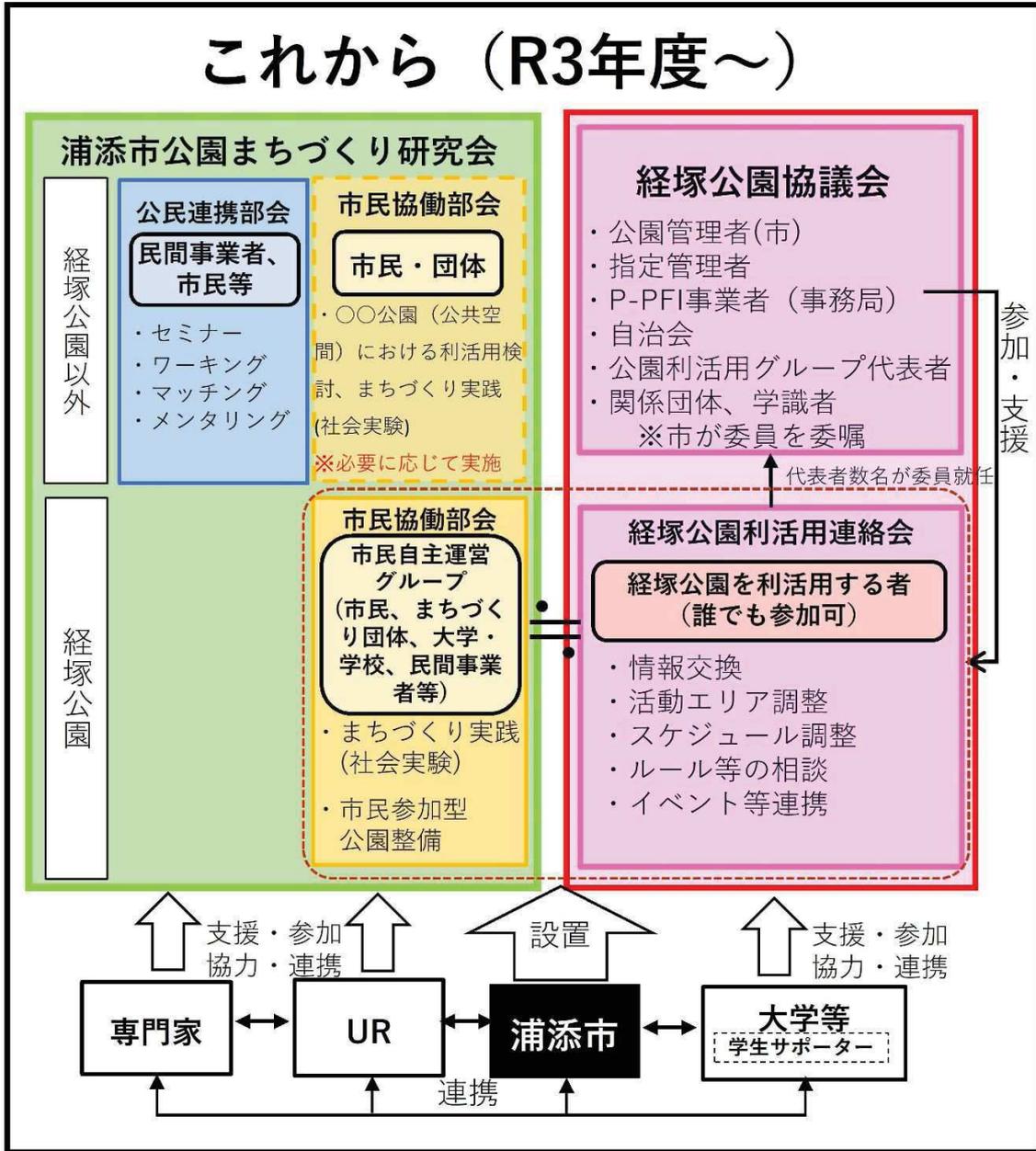
協議会は、経塚公園のプロデューサーとして、経塚公園を魅力ある公園に育てあげ、経塚公園の価値向上を図る役割を担います。併せて、経塚公園の管理運営を統括し、指揮します。具体的には、経塚公園の運営方針やルールを協議会で決定します。

協議会は、都市公園法第 17 条の 2 に定める協議会とします。

(4) 公園利用ルールの基本的な考え

- ・最初は住民意見を取り入れた最低限の大まかな（ゆるやかな）ルールを決める。
- ・課題等が発生したらその都度、関係者で話し合う（ゆんたく会等）。

(5) 今後の浦添市公園まちづくり研究会と経塚公園協議会について

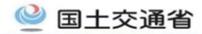


参考資料 都市公園に関する制度

- ・平成 29 年に都市公園法等が改正され公募設置管理制度（Park-PFI）や公園協議会の制度等が制定された。

<これまでの公園緑地行政>

新たなステージとは



これまでのステージ

経済成長、人口増加等を背景とし、緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ

新たなステージ

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多機能性を、

- 都市のため (持続可能で魅力あふれる高質都市の形成 など)
- 地域のため (個性と活力ある都市づくりの実現 など)
- 市民のため (市民のクオリティ・オブ・ライフの向上 など)

に最大限引き出すことを重視するステージに移行すべき。

※新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終報告書より

新たなステージで重視すべき観点



観点 1 : ストック効果をより高める

- 都市公園は全国的に見ると一定程度整備されてきた
- 今あるものをどう活かすか、という視点を重視すべき
- 都市公園を活性化する、また、必要に応じて再編するという考え方が重要
⇒公園管理者も資産運用を考える時代へ！

観点 2 : 民間との連携を加速する

- 公共の視点だけでモノをつくらない、発想しない
- 民間のビジネスチャンスの拡大と都市公園の魅力向上を両立させる工夫を
⇒民がつくる、民に任せる公園があってもいい！

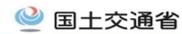
観点 3 : 都市公園を一層柔軟に使いこなす

- 画一的な都市公園の整備は× (とりあえず三種の神器 (砂場、滑り台、ブランコ) 等)
- 画一的な都市公園の管理は× (一律でボール遊び禁止 等)
- 公園の個性を引き出す工夫で、公園はもっと地域に必要とされる財産になる
⇒公園のポテンシャルを柔軟な発想で引き出す！

<公募設置管理制度 (Park-PFI) >

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する“公募対象公園施設”の設置と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路や広場等の一般の公園利用者が利用できる“特定公園施設”の整備、改修等を一体的に行うものを、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。

Park-PFI創設の背景



- 都市公園のストックの増加（1人当たり都市公園面積：10㎡/人を超えている）
- 施設の老朽化、魅力の低下

- 一方、財政制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られており、公園整備、更新への投資もある程度限界がある

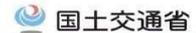
- 都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけでなく、民間の資金の活用をより一層推進することが必要

民間活力による新たな都市公園の整備手法を創設し、公園の再生・活性化を推進する

公募設置管理制度 (Park-PFI) の創設

- ・広場等の公園整備を併せて行う収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を公募選定する手続きの創設
- ・当該手続きに基づく場合、設置管理許可期間の延伸（10年→20年）、建蔽率の緩和 等

用語説明



公募対象公園施設

⇒事業の核となる収益施設

- 飲食店、売店等の公園施設^(※)であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの

(※) 休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台、集会所

特定公園施設

⇒収益施設と一体的に整備される一般公園利用者向け施設

- 公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設^(※)であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

(※) 全ての公園施設が対象

利便増進施設

⇒事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件

- 自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの

公募設置管理制度の特徴

公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等**公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備することが必要**
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例 1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は**20年**
 - ・その期間に許可申請があった場合は設置管理の**許可を与えなければならない**
- （設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

<制度を活用した公園整備イメージ>



特例 2 建蔽率の特例（2%→12%）

- ・通常、飲食店、売店等の便民施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に**10%の建蔽率上乗せ**

特例 3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「**利便増進施設**」（占用物件）として設置可能

P-PFI活用のメリット

- P-PFIを活用することは、公園管理者、民間事業者、公園利用者にとって以下のようなメリットがある。

◆公園管理者のメリット

- ✓ 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる**財政負担が軽減**される
- ✓ 民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により、公園の**サービスレベルが向上**する

◆民間事業者のメリット

- ✓ 規模の大きな施設が設置可能となるとともに、設置できる期間も長期になることから、**長期的視野での投資、経営が可能**となる
- ✓ 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に合った広場等を一体的にデザイン、整備できることで、**収益の向上にもつながる質の高い空間を創出**できる

◆公園利用者のメリット

- ✓ 飲食施設の充実など利用者向け**サービスが充実**する
- ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、**公園の利便性、快適性、安全性が高まる**

<公園協議会>

都市公園を効果的に整備・管理・活用し、持続的にその魅力を向上させていくため、公園管理者と地域の関係者等が、密に情報交換を行い、協議しながら当該都市公園に応じた活性化方策や利用のルール等について取り決めを行うことができる協議会のことである。

協議会の設置

問題意識

- 立地条件が良いにもかかわらず、十分利用されていない公園もあるのではないか
- ボール遊び禁止、バーベキュー禁止など一律禁止ではなく、公園を利用する地域住民等と公園利用のローカルルールを決めていく仕組みがあっても良いのではないか

協議会の設置

- 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

【協議会イメージ】



協議会における協議事項(例)

- 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 都市公園のマネジメント方針、計画 等

協議会の規約イメージ

〇〇公園協議会規約	
	平成〇年〇月〇日制定
(名称)	第1条 協議会の名称は、〇〇公園協議会（以下「協議会」という。）とする。
(目的)	第2条 協議会は、都市公園法第17条の2に基づく協議会として、〇〇公園の利用者の利便の向上を図ることを目的とする。
(協議等)	第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、以下に関する協議及び活動を行う。 (1) 〇〇 (2) 〇〇
(構成)	第4条 協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
第〇条	・・・ 【当該公園の特性、協議会の協議事項等に応じ、会長、役員、事務局、幹事会・専門部会等の組織・運営に関する規定を適宜定める】 ・・・
(雑則)	第〇条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決をもって定める。
附 則	この規約は、平成〇年〇月〇日から適用する。

(出典： 国交省資料)